また、本件区間におけるルートについては、申請のあった中間ルート案（以下「申請案」という。）と、北側ルート案、南側ルート案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案と比較すると、宅地取得面積及び支障家屋は北側ルート案と並んで最も少なく、取得必要面積全体では最も少ないこと、橋梁等構造物の延長も最も短いことなどから施工性が優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案し、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その解消を図る必要があることなどから、できるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、西都市長を会長とする宮崎県・熊本県国道219号整備改良促進期成同盟会等から本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮崎県宮崎市佐土原総合支所

○北海道開発局告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十二日から一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十二日　北海道開発局長　今　日出人

一　道路の種類及び路線名　道路の位置　縦覧場所

一般国道三十九号　北見市留辺蘂町旭一区から同市西相内　網走開発建設部及び北海道開発局

〃　〃　北見市西相内から同市豊田　〃

〃　〃　北見市豊田から同市美園　〃

〃　〃　北見市美園から同市三輪　〃

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ＫＤＤＩ株式会社ネットワーク技術本部長　斎藤　重成

住所　東京都渋谷区代々木三丁目二十二番七号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十九年二月六日から本協定の存続する日まで

公　告

諮　事　項

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１２９５号

千葉県浦安市高洲９丁目３番１号　浦安市特別養護老人ホーム

破産者　福田　駿一

１　決定年月日　平成29年３月１日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３１２号

千葉市花見川区犢橋町166番地６

破産者　林建設こと　林　　克昌

１　決定年月日　平成29年３月１日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３１５号

千葉市中央区椿森１－12－１　東千葉ハイリビング壱番館202、住民票上の住所東京都青梅市東青梅２丁目18番地の５　セトル東青梅206

破産者　阪本　　剛

１　決定年月日　平成29年３月１日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３１６号

東京都港区南青山２丁目13番５号

破産者　株式会社ＧＵＥＳＴ

１　決定年月日　平成29年３月１日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３７２号

千葉県浦安市海楽１丁目７番１号　アイ・ハイムズ（202）

破産者　菅野　裕子

１　決定年月日　平成29年３月１日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６７８号

千葉市中央区生実町68番地の３

破産者　丸美建設株式会社

１　決定年月日　平成29年３月３日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３３４号

千葉県船橋市薬円台６丁目24番11号

破産者　北原　　亮

１　決定年月日　平成29年３月３日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３５７号

千葉県船橋市習志野台５丁目45番８号

破産者　高野　徳昭

１　決定年月日　平成29年３月３日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３７７号

千葉市緑区古市場町442番地16

破産者　中島　和代

１　決定年月日　平成29年３月３日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２０号

長崎県佐世保市広田２丁目278番９

破産者　株式会社させぼワークサービス

１　決定年月日　平成29年３月３日

２　主文　本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係